

第 7 参 考 资 料

1 当初予算額の推移

(単位：千円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
個人県民税	現	24,204,000	24,608,000	23,847,000	25,232,000	25,467,000	25,694,000
	繰	306,000	339,000	295,000	266,000	265,000	267,000
	計	24,510,000	24,947,000	24,142,000	25,498,000	25,732,000	25,961,000
法人県民税	現	3,796,000	3,614,000	3,148,000	3,234,000	3,218,000	3,369,000
	繰	10,000	7,000	3,000	5,000	2,000	2,000
	計	3,806,000	3,621,000	3,151,000	3,239,000	3,220,000	3,371,000
県民税利子割	現	506,000	308,000	184,000	256,000	323,000	271,000
県民税配当割	現	750,000	806,000	614,000	474,000	376,000	430,000
株式等譲渡所得割	現	131,000	353,000	389,000	365,000	297,000	403,000
個人事業税	現	725,000	731,000	764,000	764,000	764,000	814,000
	繰	4,000	5,000	6,000	4,000	4,000	11,000
	計	729,000	736,000	770,000	768,000	768,000	825,000
法人事業税	現	11,903,000	14,808,000	17,717,000	17,809,000	17,310,000	18,040,000
	繰	10,000	6,000	3,000	2,000	2,000	5,000
	計	11,913,000	14,814,000	17,720,000	17,811,000	17,312,000	18,045,000
地方消費税	譲渡割	現	10,039,000	13,350,000	14,977,000	15,230,000	15,547,000
	貨物割	現	1,112,000	1,979,000	1,678,000	1,223,000	1,235,000
	計	11,151,000	15,329,000	17,220,000	16,264,000	16,453,000	16,782,000
不動産取得税	現	1,771,000	1,567,000	1,587,000	1,647,000	1,512,000	1,456,000
	繰	28,000	19,000	19,000	22,000	16,000	18,000
	計	1,799,000	1,586,000	1,606,000	1,669,000	1,528,000	1,474,000
県たばこ税	現	1,176,000	1,165,000	1,161,000	1,152,000	1,095,000	1,090,000
	繰	0	0	0	0	0	0
	計	1,176,000	1,165,000	1,161,000	1,152,000	1,095,000	1,090,000
ゴルフ場利用税	現	168,000	169,000	164,000	162,000	148,000	139,000
	繰	0	0	0	0	0	0
	計	168,000	169,000	164,000	162,000	148,000	139,000
自動車取得税	現	1,034,000	1,126,000	1,071,000	1,510,000	1,588,000	796,000
軽油引取税	現	9,762,000	9,669,000	9,004,000	8,565,000	8,893,000	9,586,000
	繰	1,000	1,000	300	300	300	200
	計	9,763,000	9,670,000	9,004,300	8,565,000	8,893,300	9,586,200
自動車税	現	14,001,000	13,635,000	13,556,000	13,578,000	13,640,000	13,489,000
	繰	42,000	37,000	38,000	14,000	12,000	9,000
	計	14,043,000	13,672,000	13,594,000	13,592,000	13,652,000	13,498,000
自動車税環境性能割	現						392,000
	繰						0
	計	0	0	0	0	0	392,000
自動車税別種割	現						97,000
	繰						0
	計	0	0	0	0	0	97,000
鉱区税	現	15,000	16,000	15,000	15,000	15,000	11,000
	繰	0	0	0	0	0	0
	計	15,000	16,000	15,000	15,000	15,000	11,000
狩猟税	現	21,000	8,000	4,000	4,000	3,000	1,000
産業廃棄物税	現	218,000	215,000	199,000	189,000	197,000	181,000
	繰	0	0	0	0	0	0
	計	218,000	215,000	199,000	189,000	197,000	181,000
県税計	現	81,332,000	88,127,000	90,644,000	91,220,000	91,299,000	93,041,000
	繰	401,000	414,000	364,300	313,300	301,300	312,200
	計	81,733,000	88,541,000	91,008,300	91,533,300	91,600,300	93,353,200

2 令和元年度決算額の増減理由

(単位：百万円)

	番号	平成30年度	令和元年度	増減額	主 な 税 目 の 増 減 理 由
個人県民税	1	25,510	25,469	△ 41	給与所得は前年を上回ったが、普通徴収分の落ち込みによる減
法人県民税	2	3,266	3,179	△ 87	世界経済の減速に伴う企業業績の悪化による減
県民税利子割	3	278	136	△ 142	低金利に伴う利子の落ち込みによる減
県民税配当割	4	307	365	58	企業の増配による増
県民税株式等譲渡所得割	5	276	222	△ 54	上場株式等に係る個人売買の低迷による減
個人事業税	6	807	811	4	請負業等の所得増による
法人事業税	7	17,965	18,224	259	一部金融業の所得増による
地方消費税	8	15,742	15,757	15	
譲渡割	9	14,745	14,452	△ 293	景況感の落ち込みによる消費減
貨物割	10	997	1,304	308	火力発電用石炭等の輸入増
不動産取得税	11	1,552	1,794	242	大口課税（ホテル、娯楽場、大型店舗等）の増
県たばこ税	12	1,095	1,092	△ 3	喫煙人口の減少に伴う売渡本数の減
ゴルフ場利用税	13	156	157	2	少雪による利用人員の増
自動車取得税	14	1,734	920	△ 814	税目廃止（～R1. 9. 30）による減
軽油引取税	15	9,542	8,985	△ 557	少雪による除排雪車両等の稼働減
自動車税	16	13,630	13,411	△ 219	登録台数の減（～R1. 9. 30）
自動車税環境性能割	17	0	328	328	税目の新設（R1. 10. 1～）による増
自動車税種別割	18	0	87	87	税目の新設（R1. 10. 1～）による増
鉾区税	19	13	10	△ 3	鉾区の廃止による減
狩猟税	20	1	1	0	前年並み
産業廃棄物税	21	181	233	53	能代火力発電所3号機試運転に伴う焼却灰の処分増等
現年計	22	92,054	91,181	△ 872	
滞納繰越計	23	362	278	△ 84	
合 計	24	92,416	91,459	△ 872	

注 各税目の金額は、現年分の収入額である。

3 秋田県水と緑の森づくり税の収入額の推移

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
個 人 県 民 税 均等割超過課税分	367,281	371,223	374,369	382,348	380,832
法 人 県 民 税 均等割超過課税分	85,058	89,247	87,269	87,841	88,476
合 計	452,339	460,470	461,638	470,189	469,308

- 注 1 この調は、現年課税分と滞納繰越分の合計額について作成している。
- 2 個人県民税均等割超過課税分については、均等割が課税される個人で、1月1日に県内に住所がある個人及び県内に家屋敷を持っている個人に対して、年額800円で課税している。
- 法人県民税均等割超過課税分については、県内に事務所等を持っている法人に対して、資本金等の額に応じてその均等割額の8%相当額で課税している（一事業年度当たり1,600円、4,000円、10,400円、43,200円、64,000円のいずれかの額）。
- 3 水と緑の森づくり税は、地球温暖化の防止、県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有し、すべての県民がその恩恵を受けている森林を健全に守り育て、次代に引き継いでいくことを目的として、県民の理解及び協力の下、森林環境の保全に関する施策に要する費用に充てる。

4 法人県民税法人税割に係る超過課税分の収入額の推移

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法 人 県 民 税 法人税割超過課税分	386,015	334,379	328,395	349,814	358,947

- 注 1 この調は、現年課税分と滞納繰越分の合計額について作成している。
- 2 法人県民税法人税割超過課税分については、令和8年3月31日までに終了する各事業年度分の法人税額に、1.8%を乗じて課税している。
- 3 対象法人は、次のとおりである。
- ・資本金の額及び出資金の額が1億円を超える法人
 - ・保険業法に規定する相互会社
 - ・法人税額が年1千万円を超える法人
 - ・資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社
 - ・投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人
 - ・法人税法に規定する受託法人
- 4 法人県民税法人税割超過課税分は、社会福祉施設の整備及び医療の充実のための施策の費用に充てる。

5 法人関係税の収入額等の推移

(単位:千円、%)

年度	法人 県民税	法人 事業税	計 ①+②		地方法人 特別税 (納付額)	計 ③+④		地方法人 特別税 (払込額)	地方法人 特別 譲与税	差引 ⑦-⑥
	①	②	③	前年比	④	⑤	前年比	⑥	⑦	⑧
21	3,050,068	12,191,403	15,241,471	57.6	3,265,464	18,506,935	70.0	2,842,954	5,535,251	2,692,297
22	3,541,317	10,338,644	13,879,961	91.1	7,450,066	21,330,027	115.3	7,052,153	12,237,225	5,185,072
23	3,436,785	9,495,791	12,932,576	93.2	7,090,313	20,022,889	93.9	6,727,725	12,700,251	5,972,526
24	3,606,668	10,098,629	13,705,297	106.0	7,789,770	21,495,067	107.4	7,516,421	13,020,225	5,503,804
25	3,755,027	12,155,848	15,910,875	116.1	9,796,766	25,707,641	119.6	9,511,129	15,740,308	6,229,179
26	4,140,429	13,755,118	17,895,547	112.5	11,361,056	29,256,603	113.8	10,884,027	18,995,188	8,111,161
27	3,821,697	15,132,455	18,954,152	105.9	9,485,389	28,439,541	97.2	9,422,615	17,087,908	7,665,293
28	3,217,210	17,538,579	20,755,789	109.5	7,841,898	28,597,687	100.6	7,588,895	13,937,971	6,349,076
29	3,109,253	16,994,733	20,103,986	96.9	7,696,505	27,800,491	97.2	7,379,340	14,373,310	6,993,970
30	3,269,228	17,968,686	21,237,914	105.6	8,241,823	29,479,737	106.0	7,930,685	16,253,189	8,322,504
元	3,181,140	18,225,070	21,406,210	100.8	7,972,192	29,378,402	99.7	7,725,362	15,911,840	8,186,478

注 1 地方法人特別税は、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用。

2 地方法人特別税は、法人事業税と併せて都道府県に申告納付。都道府県は、納付月の翌々月までに、国に払い込む。

3 地方法人特別税(納付額)④は、県が法人事業税と併せて還付した地方法人特別税のうち、歳入から支出(下戻し)した還付額を控除した後、予算から支出した還付額を控除する前の額。

4 地方法人特別税は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から一部が法人事業税に還元し、併せて法人県民税の一部が地方法人税として国税化。

6 租税負担状況

		番号	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度			
			全 国	秋田県	対全国比	全 国	秋田県	対全国比	全 国	秋田県	対全国比	全 国	秋田県	対全国比	
分 配 国 民 所 得 県 民 所 得		1	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%	
納 税 額	{	国 税	2	62,601,554	177,529	0.3	62,242,241	175,453	0.3	65,453,105	181,350	0.3	67,147,902	179,606	0.3
		都 道 府 県 税	3	18,022,240	114,129	0.6	18,114,031	111,599	0.6	18,396,655	113,825	0.6	18,327,990	116,440	0.6
		市 町 村 税	4	21,076,323	110,982	0.5	21,278,361	111,200	0.5	21,507,747	112,159	0.5	22,423,452	112,439	0.5
		計	5	101,700,117	402,640	0.4	101,634,633	398,252	0.4	105,357,507	407,334	0.4	107,899,344	408,485	0.4
	人 口	6	人	人		人	人		人	人		人	人		
世 帯 数		7	世帯	世帯		世帯	世帯		世帯	世帯		世帯	世帯		
国 県 負 担 民 所 得 対 する 率	{	国 税	8	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
		都 道 府 県 税	9	16.1	7.0	-	15.9	6.8	-	16.2	-	-	16.6	-	-
		市 町 村 税	10	4.6	4.5	-	4.6	4.3	-	4.6	-	-	4.5	-	-
		計	11	5.4	4.4	-	5.4	4.3	-	5.3	-	-	5.5	-	-
一 人 当 り 負 担 額	{	国 税	12	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		都 道 府 県 税	13	497,265	170,794	34.1	495,624	171,080	34.3	522,748	179,324	34.3	538,146	180,274	33.5
		市 町 村 税	14	143,157	109,799	74.4	144,239	108,818	76.7	146,927	112,553	76.6	146,887	116,873	79.6
		計	15	167,416	106,771	64.0	169,436	108,429	63.8	171,774	110,906	64.6	179,709	112,857	62.8
一 世 帯 当 り 負 担 額	{	国 税	16	807,838	387,364	47.5	809,298	388,327	48.0	841,449	402,784	47.9	864,742	410,005	47.4
		都 道 府 県 税	17	1,121,651	419,777	37.0	1,116,109	414,941	37.4	1,165,614	429,100	36.8	1,187,842	425,307	35.8
		市 町 村 税	18	322,910	269,864	80.7	324,815	263,929	83.6	327,615	269,326	82.2	324,221	275,730	85.0
		計	19	377,631	262,423	69.4	381,557	262,985	69.5	383,018	265,384	69.3	396,669	266,256	67.1
		19	1,822,192	952,063	51.5	1,822,481	941,855	52.2	1,876,246	963,810	51.4	1,908,732	967,293	50.7	

- 注 1 分配国民所得は、内閣府「2018（平成30）年度 国民経済計算年次推計」による。
 なお、値は、過去に遡及して随時改定されるため、過去に公表された数値と一致しないことがある。
- 2 分配県民所得は、秋田県企画振興部調査統計課「秋田県県民経済計算」による。
 （平成30年度は本書作成日現在未発表）
- 3 納税額は、国税庁「統計情報」及び総務省自治税務局「地方税に関する参考係数資料」を参考としたものであり、
 都道府県税は都道府県間における地方消費税清算後の額である。
- 4 人口及び世帯数は、総務省自治行政局「【日本人住民】住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による。
 なお、当該年度の1月1日現在の数字となっている。
- 5 各項目毎に四捨五入しており、合計が一致しないことがある。

7 自動車税に係る課税台数等の推移

ア 登録・届出台数と課税台数(自動車取得税・自動車税環境性能割)等の推移【新車】

		番号	2 7 年度	対前年 増 減	2 8 年度	対前年 増 減	2 9 年度	対前年 増 減	3 0 年度	対前年 増 減	元年度	対前年 増 減	
			台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
登録・届 出台数	{	登録自動車	1	24,692	△ 612	26,346	1,654	26,465	119	26,628	163	24,986	△ 1,642
		軽自動車	2	24,322	△ 3,940	21,332	△ 2,990	23,497	2,165	24,101	604	22,084	△ 2,017
		計	3	49,014	△ 4,552	47,678	△ 1,336	49,962	2,284	50,729	767	47,070	△ 3,659
		前年比(%)	4	91.5	—	97.3	—	104.8	—	101.5	—	92.8	—
課税 台数	{	登録自動車	5	16,073	1,718	17,600	1,527	17,680	80	17,700	20	15,419	△ 2,281
		軽自動車	6	19,397	9,722	16,761	△ 2,636	20,313	3,552	23,504	3,191	13,531	△ 9,973
		計	7	35,470	11,440	34,361	△ 1,109	37,993	3,632	41,204	3,211	28,950	△ 12,254
		前年比(%)	8	147.6	—	96.9	—	110.6	—	108.5	—	70.3	—
エコカー 適用 台数減 税	{	登録自動車	9	16,855	△ 2,164	19,520	2,665	19,108	△ 412	16,017	△ 3,091	15,635	△ 382
		軽自動車	10	17,836	△ 3,635	14,587	△ 3,249	14,155	△ 432	14,463	308	11,259	△ 3,204
		計	11	34,691	△ 5,799	34,107	△ 584	33,263	△ 844	30,480	△ 2,783	26,894	△ 3,586
		前年比(%)	12	85.7	—	98.3	—	97.5	—	91.6	—	88.2	—
うち非 課税 台数の 適用の	{	登録自動車	13	7,652	△ 2,295	7,826	174	7,505	△ 321	7,397	△ 108	8,552	1,155
		軽自動車	14	4,672	△ 13,716	4,386	△ 286	2,540	△ 1,846	339	△ 2,201	3,674	3,335
		計	15	12,324	△ 16,011	12,212	△ 112	10,045	△ 2,167	7,736	△ 2,309	12,226	4,490
		前年比(%)	16	43.5	—	99.1	—	82.3	—	77.0	—	158.0	—

- 注 1 「登録・届出台数」は、国土交通省東北運輸局ホームページに掲載の「管内新車新規登録台数」による。（登録自動車には大型特殊を含む。48及び50頁の①は申告書の集計値であるため、この表の登録・届出台数とは一致しない。）
- 2 「課税台数」には、非課税（エコカー減税によるものを含む。）、減免及び免税点以下に係る台数は含まれない。
- 3 「エコカー減税適用台数」には、中古車特例に係る台数は含まれない。
- 4 エコカー減税は、税制改正により平成21～23年度、24～26年度、27～28年度、29～30年度、31年4月～令和元年9月といった期間毎に適用基準が異なっている。
- 5 令和元年度については、自動車取得税に係る台数と自動車税環境性能割に係る台数を合算して計上している。なお、自動車税環境性能割の「エコカー減税適用台数」には、燃費性能等により税率が軽減されている自動車（新車）を計上している。

【参考】 エコカー減税について

いわゆる「エコカー減税」は、電気自動車やプラグインハイブリッド車、国土交通省が定める排ガスと燃費の基準をクリアした自動車など環境負荷の小さい自動車について、自動車取得税と自動車重量税（国税）を軽減する措置。

平成20年度までは低公害車特例として実施。平成21年度から適用基準を改め、時限的軽減措置として実施。平成24年度には適用基準を見直し、軽減対象を環境性能に極めて優れた自動車に重点化して実施。

令和元年10月1日から自動車取得税に替わって導入された自動車税環境性能割においては、燃費性能等に応じた税率が課されている。

イ 登録自動車と軽自動車の保有台数の推移

	27年度	対前年 増 減	28年度	対前年 増 減	29年度	対前年 増 減	30年度	対前年 増 減	元年度	対前年 増 減
	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
登録自動車	424,621	△ 4,126	423,712	△ 909	422,440	△ 1,272	419,450	△ 2,990	416,345	△ 3,105
軽自動車	383,112	1,965	382,197	△ 915	382,452	255	382,426	△ 26	369,936	△ 12,490
(参考) 上記のうち ディーゼル車	68,226	△ 825	67,886	△ 340	67,679	△ 207	68,126	447	68,091	△ 35

- 注 1 「登録自動車」及び「軽自動車」の台数は、国土交通省東北運輸局のホームページに掲載の「管内自動車保有車両数」(各年度3月末)による。ただし、ディーゼル車の台数(内数)は東北運輸局秋田運輸支局による。
- 2 「登録自動車」とは、道路運送車両法の規定により自動車の登録ファイルへの登録が義務づけられた自動車で、小型自動車や普通自動車等をいい、大型特殊を含み、軽自動車を除く。
- 3 「軽自動車」には、軽二輪が含まれる。

ウ 乗用車(自家用)の排気量別課税台数(自動車税)の推移

自動車の 排気量	番号	27年度	対前年 増 減	28年度	対前年 増 減	29年度	対前年 増 減	30年度	対前年 増 減	元年度	対前年 増 減	番号
		台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
1,000CC以下	1	14,322	△ 421	13,934	△ 388	14,574	640	16,238	1,664	18,359	2,121	1
1,000CC超 1,500CC以下	2	155,688	242	156,433	745	157,480	1,047	157,397	△ 83	156,318	△ 1,079	2
1,500CC超 2,000CC以下	3	105,220	△ 2,165	103,837	△ 1,383	103,893	56	103,572	△ 321	101,886	△ 1,686	3
2,000CC超 2,500CC以下	4	44,759	△ 1,911	43,445	△ 1,314	42,025	△ 1,420	40,816	△ 1,209	39,952	△ 864	4
2,500CC超 3,000CC以下	5	12,186	△ 1,317	11,157	△ 1,029	10,282	△ 875	9,413	△ 869	8,572	△ 841	5
3,000CC超 3,500CC以下	6	6,067	△ 411	5,799	△ 268	5,584	△ 215	5,276	△ 308	4,977	△ 299	6
3,500CC超 4,000CC以下	7	1,573	△ 117	1,504	△ 69	1,482	△ 22	1,484	2	1,435	△ 49	7
4,000CC超 4,500CC以下	8	1,167	△ 81	1,099	△ 68	1,020	△ 79	929	△ 91	799	△ 130	8
4,500CC超 6,000CC以下	9	942	△ 13	916	△ 26	934	18	944	10	938	△ 6	9
6,000CC超	10	28	△ 3	36	8	40	4	46	6	43	△ 3	10
電気自動車等	11	578	158	653	75	790	137	1,018	228	1,183	165	11
計	12	342,530	△ 6,039	338,813	△ 3,717	338,104	△ 709	337,133	△ 971	334,462	△ 2,671	12
前年比(%)	13	98.3	—	98.9	—	99.8	—	99.7	—	99.2	—	13
(参考) 総課税台数	14	406,350	△ 6,717	401,851	△ 4,499	400,704	△ 1,147	399,239	△ 1,465	396,347	△ 2,892	14

- 注 1 各台数は、各年度の賦課期日現在の台数。非課税及び課税免除を含まず、身障減免を含む。
- 2 番号11の「電気自動車等」は、電気自動車及び天然ガス自動車を指す。
- 3 番号14の「総課税台数」は、この表に掲げた自動車(自家用乗用車)以外の車種・用途の自動車を含んだ自動車税の課税台数の総数。非課税及び課税免除を含まず、身障減免を含むため、54～62頁の「課税台数」と一致しないことがある。

8 平成15年度以降の県税の税率等の推移

税 目	課税客体・課税標準等	平 成 1 5 年 度 現 在
個 人 県 民 税	均等割＝定額 所得割＝総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額	税率 均等割 1,000円 所得割 700万円以下 2% 700万円超 3%（総所得金額等が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者等を有する者は36万円加算）以下の者は非課税） 所得控除 雑損控除、医療費控除、社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除 所得税と同じ 生命保険料控除 最大35,000円 個人年金保険料控除 最大35,000円 損害保険料控除 最大10,000円 寄附金控除 寄附金額の10万円を超える部分（所得金額の合計額の25%上限） 配偶者控除 33万円 老人配偶者控除 38万円 同居特別障害者配偶者（扶養）控除 56万円 同居老人特別障害者配偶者（扶養）控除 61万円 配偶者特別控除 最高33万円 扶養控除 33万円 特定扶養親族扶養控除 45万円 同居特別障害者特定扶養親族扶養控除 68万円 老人扶養控除 38万円 同居老親等扶養控除 45万円 同居老親等特別障害者扶養控除 68万円 基礎控除 33万円 障害者控除 26万円 老年者控除 48万円 特別障害者控除 30万円 寡婦（夫）控除 26万円（30万円） 勤労学生控除 26万円 定率減税 所得割の15%相当（市町村民税と併せて最高4万円）
法 人 県 民 税	均等割＝資本等の金額 法人税割＝法人税額	税率 均等割 (1) 資本等の金額50億円超 80万円 (2) 資本等の金額10億円超50億円以下 54万円 (3) 資本等の金額1億円超10億円以下 13万円 (4) 資本等の金額千万円超1億円以下 5万円 (5) (1)～(4)以外 2万円 法人税割 5.8%（資本等の金額が1億円以下、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人（特定目的会社、投資法人及び保険業法に規定する相互会社除く。）については5%。3.4.1～18.3.31間に終了する事業年度について適用）
県 民 税 利 子 割	支払を受けるべき利子等の額	税率 5%
県 民 税 配 当 割	支払を受けるべき特定配当等の額	税率 5% (16.1.1～20.3.31間の税率 3%)
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割	源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の特定株式等譲渡所得金額	税率 5% (16.1.1～19.12.31間の税率 3%)
個 人 事 業 税	個人が行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に係る所得金額	税率 第1種 5% 第2種 4% 第3種 5% 第3種のうち医業類似業、助産師業、装蹄師業 3% 事業主控除 290万円 白色申告者の事業専従者控除限度額 配偶者 86万円 その他 50万円
法 人 事 業 税	法人が行う事業に係る所得金額、収入金額、清算所得金額等	税率 普通法人 所得割 所得のうち年400万円以下 5% 年400万円超800万円以下 7.3% 年800万円超及び清算所得 9.6% 特別法人 年400万円以下 5% 年400万円超及び清算所得 6.6% 3都道府県以上の分割法人で資本等の金額が1,000万円以上 9.6%（特別法人は6.6%） 収入金課税法人 収入割 1.3%
地 方 消 費 税	事業者の行う課税資産の譲渡等、保稅地域からの課税貨物の引取りに係る消費税額	税率 消費税額の25%（9.4.1以後の譲渡等及び引取り等に適用）
不 動 産 取 得 税	不動産の取得価格	税率 3%（15.4.1～18.3.31間の取得） ～15.3.31間に取得した土地・住宅以外の家屋 4% ～15.3.31間に取得した住宅 3% 免税点 土地 10万円 新築（増改築）家屋 23万円 その他 12万円 宅地評価土地に係る課税標準の特例 15.1.1～17.12.31間の取得 1/2
県 た ば こ 税	卸売販売業者、輸入業者等から売り渡される製造たばこの本数	税率 1,000本につき 969円（旧3級品は、1,000本につき461円）（15.7.1以降の売渡し等分） 1,000本につき868円（旧3級品は、1,000本につき413円）（11.5.1～15.6.30間の売渡し等分）
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用	税率（1人1日） 1級 1,200円 2級 1,100円 3級 1,000円 4級 900円 5級 800円 6級 700円 7級 600円 8級 500円 9級 400円 非課税 創設 18歳未満の者、70歳以上の者、障害者、国民体育大会でのゴルフ競技選手、学校教育での学生等及び教員
自 動 車 取 得 税	自動車の取得価額	税率 3%（～20.3.31に取得する軽自動車以外の家用自動車に限り5%） 免税点 15万円（2.4.1～20.3.31間の取得に限り50万円） 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る控除税率 15.4.1～17.3.31取得 2.7% ハイブリッド自動車（バス・トラック）に係る控除税率 15.4.1～17.3.31取得 2.7% ハイブリッド自動車（バス・トラック以外）に係る控除税率 15.4.1～17.3.31取得 2.2% 低PM認定車 15.4.1～17.3.31取得 1.5% 平成15年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率 15.4.1～15.9.30取得 1% 15.10.1～16.2.29取得0.1% 平成16年 ” 15.4.1～16.9.30取得 1% NOx・PM要件達成車に係る控除税率 15.4.1～17.3.31取得（買替） 1.9% 優良低燃費車に係る課税標準控除額 30万円
軽 油 引 取 税	元売業者、特約業者からの軽油の引取数量等	税率 1kg当たり15,000円 5.12.1～20.3.31間の引取り等に限り32,100円
自 動 車 税	自動車の車種及び排気量並びに用途（トラック、バス等については積載量、乗車定員等）	税率 乗用車 営業用 7,500～ 40,700円（10段階） 自家用 29,500～ 111,000円（10段階） トラック 営業用 最大積載量 4～5 t 18,500円 自家用 最大積載量 4～5 t 25,500円 グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%、25%、13%軽課 環境負荷の大きい自動車 10%重課
鉱 区 税	鉱区等の面積又は延長	税率 砂鉱目的外 試掘鉱区 1haごとに200円 採掘鉱区 1haごとに400円 砂鉱目的 河 床 1kmごとに600円 非河床 1haごとに200円 石油・可燃性天然ガス鉱区 試掘鉱区 1haごとに400/3円 採掘鉱区 1haごとに800/3円
狩 猟 者 登 録 税	狩猟者の登録を受ける者	税率 網・わな猟免許、第1種銃猟免許 所得割額の納付を要する者 10,000円 所得割額の納付を要しない者 4,500円 第2種銃猟免許 3,300円
入 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	税率 網・わな猟免許、第1種銃猟免許 所得割額の納付を要する者 6,500円 所得割額の納付を要しない者 6,500円 第2種銃猟免許 2,200円
産 業 廃 棄 物 税	産業廃棄物の最終処分場への搬入重量	創設（16.1.1～） 税率 1トンにつき1,000円

※ 特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例（15.4.1施行） 一定の条件のもと、法人県民税の均等割・不動産取得税・自動車取得税を課さない。

税 目	平成16年度現在	平成17年度現在
個 人 県 民 税	○総所得金額等が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者等を有する者は35万円加算）以下の者には所得割を課さない。 ○所得割 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（15.1～） （イ） 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6% （ロ） 長期（1年超）保有上場株式等に係る特例（15.1.1～17.12.31） 1% ※（イ）について、税率1%の特例を創設（～20年度） （平成15年度改正） ※（ロ）について、廃止 （平成15年度改正） (2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%	○所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～21年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 （イ）長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6% （ロ）長期譲渡所得のうち優良住宅地等のための譲渡所得に対する税率（～21年度） ア 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.3% イ 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 26万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額 （ハ）短期譲渡所得に対する税率 3% （国等に対する譲渡については1.6%） (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%
法 人 県 民 税		
県 民 税 利 子 割		
県 民 税 配 当 割		
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割		
個 人 事 業 税		
法 人 事 業 税	外形標準課税（資本又は出資の金額が1億円超の法人） 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 { 所得のうち年400万円以下 3.8% 年400万円超800万円以下 5.5% 年800万円超及び清算所得 7.2% 3都道府県以上の分割法人 7.2%	
地 方 消 費 税		
不 動 産 取 得 税		宅地評価土地に係る課税標準の特例 18.1.1～21.3.31間の取得 1/2
県 た ば こ 税		
ゴルフ場利用税		
自 動 車 取 得 税	○平成17年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率 16.4.1～17.9.30取得 { 一定のバス・トラック等 2% 一定のディーゼル乗用車 1% ○優良低燃費車に係る課税標準控除額 30万円 20万円	○電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る控除税率 17.4.1～19.3.31取得 2.7% ○ハイブリッド自動車（バス・トラック）に係る控除税率 17.4.1～19.3.31取得 2.7% ○ハイブリッド自動車（バス・トラック以外）に係る控除税率 17.4.1～19.3.31取得 2.2% ○平成17年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率 一定のバス・トラック等 17.10.1～18.3.31取得 1% ○NOx・PM要件達成車に係る控除税率 17.4.1～19.3.31取得（買替） 1.5%
軽 油 引 取 税		
自 動 車 税	グリーン化） 環境負荷の小さい自動車 50%軽課	グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽課
鉦 区 税		
狩 猟 税	創設（16.4.1～） 狩猟税（狩猟者登録税・入猟税廃止） { 網・わな猟免許 第1種銃猟免許 { 所得割額の納付を要する者 16,500円 所得割額の納付を要しない者 11,000円 第2種銃猟免許 5,500円	
狩 猟 者 登 録 税	狩猟者登録税廃止→狩猟税創設	
入 猟 税	入猟税廃止→狩猟税創設	
産 業 廃 棄 物 税		

税 目	平成18年度現在	平成19年度現在
個 人 県 民 税	○老年者控除廃止（17.1.1施行） ○総所得金額等が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者等を有する者は32万円加算）以下の者には所得割を課さない。 ○定率減税 所得割の7.5%相当（市町村民税と併せて最高2万円） ○17.1.1現在で65歳以上に達している者 - 均等割 300円 - 所得割 3分の1の額で課税	【国から地方への税源移譲】 ○平成19年度以後の年度分の所得割（退職所得の分離課税に係る所得割については平成19年1月1日以後の支払いに係るもの）の税率一律4% ○17.1.1現在で65歳以上に達している者 - 均等割 600円 - 所得割 3分の2の額 で課税 ○定率減税 廃止 ○所得割 (1)土地等の長期譲渡所得に対する税率 (イ)長期譲渡所得 2% (ロ)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～21年度） - ア 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% - イ 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ハ)長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 - ア 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.6% - イ 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2)短期譲渡所得に対する税率 3.6% (国等に対する譲渡については2%) (3)株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2% (～20年度に上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に対する税率 1.2%) (4)先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2% (5)土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 - ア又はイのいずれか多い金額 - ア 4.8% - イ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額（ただし、平成21年度まで特例不適用）
法 人 県 民 税	○均等割＝資本金等の額 ○法人税割 5.8%（資本金等の額が1億円以下、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人（特定目的会社、投資法人及び保険業法に規定する相互会社除く。）については5%。3.4.1～23.3.31間に終了する事業年度について適用）	○均等割及び法人税割の納税義務者に法人課税信託の引受けを行う人格のない社団等を加える（19.9.30施行）。 ○法人税割の納税義務者に法人課税信託の引受けを行う個人を加える（19.9.30施行）。
県 民 税 利 子 割		
県 民 税 配 当 割		
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割		○源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (20.1.1～20.12.31間の税率 3%)
個 人 事 業 税		○助産師業を課税対象事業から除外
法 人 事 業 税	○資本割＝資本金等の額 ○収入金課税法人に少額短期保険業者を加える。	○所得割の納税義務者に法人課税信託の引受けを行う人格のない社団等（個人を含む）を加える（19.9.30施行）。 ○特定信託所得割を廃止（19.9.30施行）
地 方 消 費 税		
不 動 産 取 得 税	○18.4.1～21.3.31間の取得 3% ○18.4.1～20.3.31間の取得 3.5%（住宅以外の家屋）	
県 た ば こ 税	○1,000本につき1,074円（旧3級品は、1,000本につき511円）（18.7.1以降の売渡し等分） ○1,000本につき 969円（旧3級品は、1,000本につき461円）（15.7.1～18.6.30間の売渡し等分）	
ゴ ル フ 場 利 用 税		
自 動 車 取 得 税	○平成17年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率 一定のバス・トラック等 18.4.1～20.3.31取得 1%（NOx・PM要件達成車 2%） ○優良低燃費車に係る課税標準控除額 30万円 15万円	○電気自動車、一定の天然ガス自動車に係る控除税率 19.4.1～21.3.31取得 2.7% （平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件達成車に限る） ○ハイブリッド自動車（バス・トラック）に係る控除税率（平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件を達成した低燃費車に限る（3.5t以上の場合はPM要件も）） 19.4.1～21.3.31取得 2.7% ○ハイブリッド自動車（バス・トラック以外）に係る控除税率 19.4.1～20.3.31取得 2% 20.4.1～21.3.31取得 1.8% （平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件を達成した低燃費車に限る（3.5t以上の場合はPM要件も）） ○NOx・PM要件達成車に係る控除税率 19.4.1～21.3.31取得（買替）1.2% ○メタノール自動車に係る控除税率 廃止
軽 油 引 取 税		
自 動 車 税		
鉱 区 税		
狩 猟 税		網・わな猟免許→網猟免許又はわな猟免許（19.4.16～） 所得割の納付を要する者 8,200円 所得割の納付を要しない者 5,500円
産 業 廃 棄 物 税		

税 目	平成20年度現在	平成21年度現在
個 人 県 民 税	○秋田県水と緑の森づくり税 800円（均等割の超過課税）	○所得割 (1) 上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る県民税（～21年度） 1.2% (2) 寄附金税額控除 寄附金額の5,000円を超える分の100分の4 都道府県・市町村への寄附金に係る特例控除 (所得税の限界税率により、50%～90%) 条例で指定する団体への寄附金に係る控除 } 20.1.1以降の 寄附金から適用
法 人 県 民 税	○秋田県水と緑の森づくり税 均等割の8%相当額（超過課税） ○法人でない社団・財団で収益事業を行わないもの 非課税 ○法人でない社団・財団で収益事業を行うもの 資本金等の額を有しない法人（相互会社除く） } 2万円 一般社団・財団法人、公益社団・財団法人（20.12.1以降）	
県 民 税 利 子 割		
県 民 税 配 当 割	○上場株式等の配当等に係る税率 5% (20.4.1～22.12.31間の税率 3%)	
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割	○源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内 の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (21.1.1～22.12.31間の税率 3%)	
個 人 事 業 税		
法 人 事 業 税	【地方法人特別税の創設】（20.10.1開始の事業年度から） ○所得のうち 外形法人 特別法人 普通法人 年400万円以下 1.5% 2.7% 2.7% 年400万円超800万円以下 2.2% 3.6% 4% 年800万円超及び清算所得 2.9% 3.6% 5.3% 3都道府県以上の分割法人 2.9% 3.6%※ 5.3%※ ※資本金等の額が1,000万円以上の法人にのみ適用 電気・ガス供給業、保険業を行う法人 収入金額の0.7% ※地方法人特別税（国税） 外形標準課税対象法人 事業税の所得割額の148/100 外形対象以外の所得課税法人 事業税の所得割額の 81/100 電気・ガス供給業、保険業を行う法人 収入割額の 81/100	
地 方 消 費 税		
不 動 産 取 得 税	○20.4.1以降の取得 4%（住宅以外の家屋）	○21.4.1～24.3.31間の取得（住宅又は土地） 3% ○宅地評価土地に係る課税標準の特例 21.4.1～24.3.31間の取得 1/2
県 た ば こ 税		
ゴルフ場利用税		
自 動 車 取 得 税	○税率 20.4.1～20.4.30取得 3% 20.5.1～30.3.31取得 5%（軽自動車以外の自家用自動車） ○免税点20.4.1～30.3.31取得 50万円 ○平成17年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率 一定のバス・トラック等 18.4.1～20.4.30取得 1%（NOx・PM要件達成車 2%） ○平成21年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率 一定のバス・トラック等 20.5.1～22.3.31取得 2% (12t超 20.5.1～21.9.30取得2%、21.10.1～22.3.31取得1%) 一定のディーゼル乗用車 1% 20.5.1～21.9.30取得 1%、21.10.1～22.3.31取得 0.5% ○優良低燃費車に係る課税標準控除額 30万円 15万円	【目的税→普通税へ】 ○非課税（すべて新車に限る） 電気自動車、天然ガス自動車（平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件達成車に限る、以下同。）、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車（平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件を達成した低燃費車（3.5t以上の場合はPM要件も）かつ燃費要件達成車に限る、以下同。）、平成21年排出ガス規制適合のディーゼル乗用車 ○軽減税率（すべて新車に限る） 平成21年排出ガス規制適合かつ燃費要件達成の一定のバス・トラック等 21.4.1～24.3.31 75% 平成17年排出ガス規制適合かつNOx・PM・燃費要件達成の一定のバス・トラック等 21.4.1～24.3.31 50% ○控除税率（中古車） 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車（バス・トラック） 21.4.1～24.3.31取得 2.7% ハイブリッド自動車（バス・トラック以外） 21.4.1～24.3.31取得 1.6% プラグインハイブリッド自動車 21.4.1～24.3.31取得 2.4% ○平成21年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率（中古車） 一定のバス・トラック等（ディーゼル） 21.4.1～22.3.31取得 2% (12t超 21.4.1～21.9.30取得2%、21.10.1～22.3.31取得1%) 一定のディーゼル乗用車 1% 21.4.1～21.9.30取得 1%、21.10.1～22.3.31取得 0.5% ○優良低燃費車 税率75%又は50%軽減（21.4.1～24.3.31取得新車に限る）、課税標準30万円又は15万円控除（21.4.1～22.3.31取得中古車）
軽 油 引 取 税	○1kℓ当たり15,000円（20.4.1～20.4.30間の引取り等に限る。） ○1kℓ当たり32,100円（20.5.1～30.3.31間の引取り等に限る。）	【目的税→普通税へ】 ○課税免除 石油化学製品の原料等の用に供する引取り （一定の機械、車両又は装置の電源又は動力源に供する引取りについては、21.4.1～24.3.31の引取り）
自 動 車 税		
鉱 区 税		
狩 猟 税	対象鳥獣捕獲員に係る税率の特例 (20.4.1～25.3.31に受ける狩猟者の登録 1/2)	
産 業 廃 棄 物 税		

税 目	平成22年度現在	平成23年度現在
個 人 県 民 税	○所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～26年度） （イ）課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% （ロ）課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～26年度） (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （22～24年度） 1.2% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等の配当所得に対する税率 （22～24年度） 1.2%	
法 人 県 民 税		法人税割 5.8%（資本金等の額が1億円以下、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人（特定目的会社、投資法人及び保険業法に規定する相互会社除く。）については5%。3.4.1～28.3.31間に終了する事業年度について適用）
県 民 税 利 子 割		
県 民 税 配 当 割	○上場株式等の配当等に係る税率 5% （23.1.1～23.12.31間の税率 3%）	○上場株式等の配当等に係る税率 5% （24.1.1～25.12.31間の税率 3%）
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割	○源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% （23.1.1～23.12.31間の税率 3%）	○源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% （24.1.1～25.12.31間の税率 3%）
個 人 事 業 税		
法 人 事 業 税	○清算所得課税 廃止 （22.10.1以降の解散又は破産手続開始の決定）	
地 方 消 費 税		
不 動 産 取 得 税		○東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得（～33.3.31取得等）に係る課税標準の特例
県 た ば こ 税	○1,000本につき1,504円（旧3級品は、1,000本につき716円） （22.10.1以降の売渡し等分） ○1,000本につき1,074円（旧3級品は、1,000本につき511円） （18.7.1～22.9.30間の売渡し等分）	
ゴルフ場利用税		
自 動 車 取 得 税	○軽自動車以外の自家用自動車 5%（当分の間） ○軽減措置 (1) 軽減税率（新車に限る） 2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で次に掲げるものについて、税率をア及びイについてはその75%、ウについてはその50%を軽減（24.3.31までの取得に限る） ア ディーゼル自動車で平成21年排出ガス基準に適合し、かつ、基準燃費性能を満たすもの イ 平成17年排出ガス基準より75%以上窒素酸化物の排出量が少なく、かつ、基準燃費性能を満たすもの ウ 平成17年排出ガス基準より50%以上窒素酸化物の排出量が少なく、かつ、基準燃費性能を満たすもの (2) 控除税率（新車以外） ディーゼル自動車の取得に係る税率の特例措置について、次のとおり対象の拡充及び適用期限の延長 ア 2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で(1)アに掲げるものの税率を1%控除（22.8.31までの取得に限る） イ 12tを超えるディーゼル自動車又は車両総重量が3.5トン以下の乗用のディーゼル自動車に係る税率を1%又は0.5%控除する特例措置の適用期限を22.8.31まで延長 ウ 3.5t超12t以下のディーゼル自動車に係る税率を2%控除する特例措置の適用期限を23.8.31まで延長（22.10.1～23.8.31の取得の場合は1%控除） (3) 優良低燃費車（新車以外） 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり対象を拡大し、その適用期限を24.3.31まで延長 ア 2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で(1)イに掲げるものについて、取得価額から30万円を控除 イ 2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で(1)ウに掲げるものについて、取得価額から15万円を控除	○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バス（24.3.31までの取得）：非課税 ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得（23.3.11～26.3.31取得）に係る非課税
軽 油 引 取 税	○1kg当たり32,100円（当分の間） ○揮発油価格高騰時（揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の適用が停止される場合）における税率の特例規定の適用停止（トリガー条項）	○揮発油価格高騰時における税率の特例規定の適用停止措置（トリガー条項）の適用停止（東日本大震災からの復旧状況等を勘案して別に法律で定める日までの間）
自 動 車 税		○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%軽減 ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車に係る非課税（23年度～25年度）
鉦 区 税		
狩 猟 税		
産 業 廃 棄 物 税		

税 目	平成24年度現在	平成25年度現在
個 人 県 民 税	○年少扶養控除 廃止 (24. 1. 1施行) ○16歳以上19歳未満の者に係る特定扶養親族扶養控除 33万円 (24. 1. 1施行) ○同居特別障害者控除 53万円 (24. 1. 1施行) ○同居特別障害者扶養(配偶者)控除 廃止 (24. 1. 1施行) ○退職所得に係る10%税額控除 廃止 (25. 1. 1以後に支払を受けるべき退職手当等) ○寄附金税額控除 適用下限額を寄付金額2,000円(改正前5,000円) に引下げ。	○所得控除 <新契約> 生命保険料控除 個人年金保険料控除 介護医療保険料控除 最大28,000円 <旧契約> 生命保険料控除 個人年金保険料控除 最大35,000円 ○上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (25～26年度) 1. 2% ○申告分離選択課税に係る上場株式等の配当所得に係る県民税 (25～26年度) 1. 2%
法 人 県 民 税		
県 民 税 利 子 割		
県 民 税 配 当 割		
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割		
個 人 事 業 税		
法 人 事 業 税		
地 方 消 費 税		
不 動 産 取 得 税	○24. 4. 1～27. 3. 31間の取得(住宅又は土地) 3% ○宅地評価土地に係る課税標準の特例 24. 4. 1～27. 3. 31間の取得 1/2	
県 た ば こ 税		○1,000本につき860円(旧3級品は、1,000本につき411円) (25. 4. 1以降の売渡し等分) ○1,000本につき1,504円(旧3級品は、1,000本につき716円) (22. 10. 1～25. 3. 31間の売渡し等分)
ゴルフ場利用税		
自 動 車 取 得 税	○非課税(すべて新車に限る。24. 4. 1～27. 3. 31の取得) 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、一定の中・軽量ガソリン車・ディーゼル車 ○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バス(26. 3. 31までの取得): 非課税 ○75%軽減税率及び50%軽減税率(すべて新車に限る。24. 4. 1～27. 3. 31の取得) ○環境対応車に係る課税標準控除額(新車以外) 45万円、30万円又は15万円(24. 4. 1～27. 3. 31の取得) ○ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー及びASV車に係る課税標準控除額 1,000万円、650万円、350万円、200万円又は100万円(24. 4. 1～27. 3. 31の取得)	○衝突被害軽減ブレーキを装備した車両総重量5 tを超えるバス等(新車、立席のないものに限る。)に係る課税標準控除額 5t超12t以下のバス等(～27. 3. 31の取得) 12tを超えるバス等(～26. 10. 31の取得) } 350万円
軽 油 引 取 税	○課税免除 石油化学製品の原料等の用に供する引取り (一定の機械、車両又は装置の電源又は動力源に供する引取りについては、24. 4. 1～27. 3. 31の引取り)	
自 動 車 税		○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽減
鉱 区 税		
狩 猟 税		対象鳥獣捕獲員に係る税率の特例 (25. 4. 1～28. 3. 31に受ける狩猟者の登録 1/2)
産 業 廃 棄 物 税		

税 目	平成26年度現在	平成27年度現在
個 人 県 民 税	○均等割 (26年度～5年度) 年額2,300円 [年額1,800円に年額500円を加算した額] ○所得割 (1)土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～29年度) (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した 金額の2%に相当する金額との合計額 (2)土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～29.3.31までの譲渡)	○所得割 (1)上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2% (2)申告分離選択課税に係る上場株式等の配当所得に係る県民税 2%
法 人 県 民 税	○マンション敷地売却組合について収益事業課税とする(26.12.24 開始の事業年度から)。 ○法人税割 4.0%(資本金等の額が1億円以下、かつ、法人税額が 年1,000万円以下の法人(特定目的会社、投資法人及び保険業法に 規定する相互会社除く。)については3.2%。) (26.10.1開始の事業年度から)	○均等割 資本金等の額 (1)法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の 額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に 充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資 本金とした金額を加算した額 (2)資本金と資本準備金の合算額を下回る場合は資本金と資本 準備金の合算額
県 民 税 利 子 割		○28.1.1以後に支払いを受けるべき利子等に係る法人の利子割につ いて廃止
県 民 税 配 当 割	○上場株式等の配当所得に係る税率 5% (26.1.1以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)	○上場株式等の配当所得等に係る税率 5% (28.1.1以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割	○源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内 の上場株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (26.1.1以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡 所得等)	
個 人 事 業 税		
法 人 事 業 税	【地方法人特別税からの復元】(26.10.1開始の事業年度から) ○所得のうち 外形法人 特別法人 普通法人 年400万円以下 2.2% 3.4% 3.4% 年400万円超800万円以下 3.2% 4.6% 5.1% 年800万円超 4.3% 4.6% 6.7% 3都道府県以上の分割法人 4.3% 4.6%※ 6.7%※ ※資本金等の額が1,000万円以上の法人にのみ適用 電気・ガス供給業、保険業を行う法人 収入金額の0.9% ※地方法人特別税(国税) 外形標準課税対象法人 事業税の所得割額の67.4/100 外形対象以外の所得課税法人 事業税の所得割額の43.2/100 電気・ガス供給業、保険業を行う法人 収入割額の43.2/100	○外形標準課税(資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人) 付加価値割 0.72% 資本割 0.3% 所得割 { 所得のうち年400万円以下 1.6% 年400万円超800万円以下 2.3% 年800万円超 3.1% 3都道府県以上の分割法人 3.1% ○地方法人特別税(国税) 外形標準課税対象法人 事業税の所得割額の93.5/100 ○資本割 資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場 合は資本金と資本準備金の合算額を課税標準とする。
地 方 消 費 税	○税率 一定税率 消費税額の17/63 ○市町村交付基準 従来分 2分の1を人口、2分の1を従業者数で按分 引上げ分 人口のみで按分 ○用途 引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。)については、 全額社会保障財源化	○課税客体・課税標準等 事業者の行う課税資産の譲渡等・特定課税仕入れ、保税地域から の課税貨物の引取りに係る消費税額(27.10.1～)
不 動 産 取 得 税		○27.4.1～30.3.31間の取得(住宅又は土地) 3% ○宅地評価土地に係る課税標準の特例 27.4.1～30.3.31間の取得 1/2
県 た ば こ 税		
ゴ ル フ 場 利 用 税		
自 動 車 取 得 税	○税率 自家用自動車(軽自動車を除く) 3% 営業用自動車・軽自動車 2% ○80%軽減税率及び60%軽減税率(すべて新車に限る。26.4.1～27. 3.31の取得) ○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとし て条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バス(28.3.31 までの取得):非課税 ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得(26.4.1～28. 3.31取得)に係る非課税	○非課税(すべて新車に限る。27.4.1～29.3.31の取得) 電気自 動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーン 乗用車、一定の中・軽量ガソリン車・ディーゼル車 ○80%軽減税率、60%軽減税率、40%軽減税率及び20%軽減税率(す べて新車に限る。27.4.1～29.3.31の取得) ○環境対応車に係る課税標準控除額(新車以外) 45万円、35万円 25万円、15万円又は5万円(27.4.1～29.3.31の取得) ○ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー及びASV車に係る課 税標準控除額 1,000万円、650万円、525万円、350万円、 200万円又は100万円(27.4.1～29.3.31の取得)
軽 油 引 取 税		○課税免除 石油化学製品の原料等の用に供する引取り (一定の機械、車両又は装置の電源又は動力源に供する引取りに ついては、27.4.1～30.3.31の引取り)
自 動 車 税	○東日本大震災による被災自動車の代替自動車に係る非課税(26年 度、26年度及び27年度)	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 75%、50%軽減 環境負荷の大きい自動車 15%重課(バス及びトラックは10%) ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車に係る非課税(27 年度及び28年度)
鉱 区 税	○鉱業法の規定により特定区域における試掘権のみなし存続期間に 試掘できる者を納税義務者である鉱業権者の範囲に含める。	
狩 猟 税		○対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 非課税 ○認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 非課税 ○狩猟者の登録をする日前1年以内に、鳥獣による農林水産業等に 係る被害の防止等の目的で鳥獣保護法第9条第1項の許可を受け てその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 税率2分の1 (27.4.1～31.3.31に受ける狩猟者の登録)
産 業 廃 棄 物 税		

税 目	平成28年度現在	平成29年度現在
個 人 県 民 税		○所得割 (1)土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～2年度） (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2)土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～2.3.31までの譲渡）
法 人 県 民 税		
県 民 税 利 子 割		
県 民 税 配 当 割		
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割		
個 人 事 業 税		
法 人 事 業 税	○外形標準課税（資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人） 付加価値割 1.2% 資本割 0.5% 所得割 { 所得のうち年400万円以下 0.3% 年400万円超800万円以下 0.5% 年800万円超 0.7% 3都道府県以上の分割法人 0.7% ○地方法人特別税（国税） 外形標準課税対象法人 事業税の所得割額の414.2/100	
地 方 消 費 税		
不 動 産 取 得 税	○27.4.1～30.3.31間の取得（住宅又は土地） 3% ○宅地評価土地に係る課税標準の特例 27.4.1～30.3.31間の取得 1/2	
県 た ば こ 税	○平成28年4月1日以降の売渡し等分 紙巻たばこ等 1,000本につき860円 旧3級品 1,000本につき481円	○平成29年4月1日以降の売渡し等分 紙巻たばこ等 1,000本につき860円 旧3級品 1,000本につき551円
ゴルフ場利用税		
自 動 車 取 得 税	○非課税、80%軽減税率、60%軽減税率及び40%軽減税率（すべて新車に限る。29.3.31までの取得） 一定の重量ディーゼル車 ○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バスに係る非課税（29.3.31までの取得） ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得に係る非課税（29.3.31までの取得）	○非課税（すべて新車に限る。29.4.1～30.3.31の取得） 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、一定の中・軽量カーリン車・ディーゼル車 ○80%軽減税率、75%軽減税率、60%軽減税率、50%軽減税率、40%軽減税率、25%軽減税率及び20%軽減税率（すべて新車に限る。29.4.1～30.3.31の取得） ○環境対応車に係る課税標準控除額（新車以外） 45万円、35万円、25万円、15万円又は5万円（29.4.1～30.3.31の取得） ○ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー及びASV車に係る課税標準控除額 1,000万円、650万円、525万円、350万円、175万円又は100万円（29.4.1～30.3.31の取得） ○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バスに係る非課税（30.3.31までの取得） ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得に係る非課税（30.3.31までの取得）
軽 油 引 取 税		
自 動 車 税		
鉱 区 税		
狩 猟 税		
産 業 廃 棄 物 税		

令和元年度 秋田県税務統計書

税 目	平成30年度現在	令和元年度現在
個 人 県 民 税	○給与所得控除額 1,000万円超の収入金額の給与所得控除額 220万円	
法 人 県 民 税		令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用 ○法人税割 1.8% (資本金等の額が1億円以下、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人(特定目的会社、投資法人及び保険業法に規定する相互会社除く。)については1.0%)
県 民 税 利 子 割		
県 民 税 配 当 割		
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割		
個 人 事 業 税		
法 人 事 業 税		令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用 ○所得のうち 外形法人 特別法人 普通法人 年400万円以下 0.4% 3.5% 3.5% 年400万円超800万円以下 0.7% 4.9% 5.3% 年800万円超 1.0% 4.9% 7.0% 3都道府県以上の分割法人 1.0% 4.9%※ 7.0%※ ※資本金等の額が1,000万円以上の法人にのみ適用 電気・ガス供給業、保険業を行う法人 収入金額の1.0% 【地方法人特別税(国税)の廃止】(元.9.30開始の事業年度まで) 【特別法人事業税(国税)の創設】(元.10.1開始の事業年度から) 外形標準課税法人 所得割額の260/100 普通法人 所得割額の37/100 特別法人 所得割額の34.5/100 電気(小売・発電事業を除く)・ガス供給業、保険業を行う法人 収入割額の30/100 電気供給業(小売・発電事業に限る)を行う法人 収入割額の40/100
地 方 消 費 税		○税率 令和元年10月1日以後 消費税額の22/78
不 動 産 取 得 税	○30.4.1～3.3.31間の取得(住宅又は土地) 3% ○宅地評価土地に係る課税標準の特例 30.4.1～3.3.31間の取得 1/2	
県 た ば こ 税	○平成30年4月1日以降の売渡し等分 旧3級品 1,000本につき656円 ○平成30年10月1日以降の売渡し等分 紙巻きたばこ等 1,000本につき930円 ○加熱式たばこの課税方式の見直し(平成30年度～令和4年度) 経過期間中は新課税方式による紙巻きたばこへの換算を1/5ずつ増やす 重量0.4gごと、紙巻きたばこ1本当たりの平均価格で換算	○令和元年10月1日以降の売渡し等分 旧3級品 1,000本につき930円
ゴルフ場利用税		
自 動 車 取 得 税 (～R1.9.30) 自 動 車 税 環 境 性 能 割 (R1.10.1～)	○非課税(すべて新車に限る。30.4.1～31.3.31の取得) 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、一定の中・軽量ガソリン車・ディーゼル車 ○80%軽減税率、75%軽減税率、60%軽減税率、50%軽減税率、40%軽減税率、25%軽減税率及び20%軽減税率(すべて新車に限る。30.4.1～31.3.31の取得) ○環境対応車に係る課税標準控除額(新車以外) 45万円、35万円25万円、15万円又は5万円(30.4.1～31.3.31の取得) ○ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー及びASV車に係る課税標準控除額 1,000万円、650万円、525万円、350万円、175万円又は100万円(31.3.31までの取得) ○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バスに係る非課税(31.3.31までの取得) ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得に係る非課税(31.3.31までの取得)	○非課税(自動車取得税は新車に限る。) 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、一定の中・軽量ガソリン車・ディーゼル車 ○80%軽減税率、75%軽減税率、60%軽減税率、50%軽減税率、40%軽減税率、25%軽減税率及び20%軽減税率(自動車取得税(新車)) ○環境対応車に係る課税標準控除額(自動車取得税(新車以外)) 45万円、35万円 25万円、15万円又は5万円 ○環境性能に応じ0.5～3%の税率を適用(自動車税環境性能割) 自家用乗用車については臨時的軽減措置により1%軽減(3.3.31までの取得) ○ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー及びASV車に係る課税標準控除額 1,000万円、650万円、525万円、350万円、175万円又は100万円(3.3.31までの取得) (ASV車の525万円控除は1.10.31までの取得に限る) ○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バスに係る非課税(3.3.31までの取得) ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得に係る非課税(3.3.31までの取得)
軽 油 引 取 税	○課税免除 石油化学製品の原料等の用に供する引取り (一定の機械、車両又は装置の電源又は動力源に供する引取りについては、30.4.1～3.3.31の引取り)	
自 動 車 税 (～R1.9.30) 自 動 車 税 種 別 割 (R1.10.1～)		○自家用乗用車の税率の引き下げ 令和元年10月1日以降に新規登録された自動車に適用
鉦 区 税		
狩 猟 税		
産 業 廃 棄 物 税		